

「足場の組立て、解体、変更業務従事者特別教育」開催のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部

「足場」の組立て、解体、変更業務に従事させる者に対しては、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第39号)の規定により、事業者には特別教育の実施が義務付けられています。

この特別教育は、足場の組立て等の作業の際に、関係労働者の重篤な労働災害が多発しており、その防止を図ることを目的としており、足場や作業方法についての知識、労働災害の防止に関する知識や関係法令等を予め習得して、その後に安全作業に従事して頂くためのものです。

今般、当協会東部支部で標記の特別教育を下記のとおり実施することとしました。当該業務に従事している、あるいは従事することが予定される方であってまだ受講されていない方につきましては、この機会を是非ともご利用いただきますようご案内いたします。

なお、本件特別教育の対象となる「足場」については、高さによる除外はありませんので、ご注意ください。

記

1 日 時 令和元年7月22日(月) 8:50~16:00

2 場 所 鳥取市若葉台南1丁目17番地 鳥取県労働基準協会 2階

3 日 程

科 目		時 間	講 師
学 科	足場及び作業の方法に関する知識	8:50~12:00 (途中休憩 10分)	一級学科講師 一級とび技能士 吉森 英樹 氏
	(昼休憩)	12:00~12:50	
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	12:50~13:20	
	労働災害の防止に関する知識	13:20~14:50	
	(休 憩)	14:50~15:00	
	関係法令	15:00~16:00	

4 受講料 労働基準協会員事業場 1人 8,000円

非労働基準協会員事業場 1人 10,000円

*受講料の中には、特別教育用テキスト「足場の組立て、解体、変更業務従事者安全必携」(本体741円+税)の代金および消費税を含みます。

5 申込方法

令和元年7月11日(木)までに、別紙の受講申込書に受講料を添えて当協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)へ申し込み下さい。

郵送又はFAX(0857-52-5061)による申し込みでも受け付けますが、その場合も受講料は令和元年7月11日までに下記の銀行口座に振込みいただくか現金書留での送付をお願いします。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204
名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

6 その他

(1)「特別教育等受講者記録」または「特別教育・能力向上教育等受講証」をお持ちの事業場は、当日、受付の際に渡して下さい。

(2)受講者の皆様には、教育修了後に修了証を交付します。

(3)受講申込み後の取消しについては、募集締切日の令和元年7月11日までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんのでご了承下さい。当日の欠席についても同様ですのでご了承ください。

(4)受講票、受講受付票などは発行していません。申込まれた受講者は、当協会から連絡のない限り受講当日、直接会場にお越しください。

(5)講習会場周辺には、食事が出る店舗が多くありませんので、予めご準備いただくなどの対応をお勧めします。

(6)受講される方は右地図の当会館駐車場「P」をご利用ください。当会館駐車場は約30台駐車できますが、この駐車場が満車の場合に限って下地図の「P1」、「P2」駐車場をご利用ください。

特別教育等受講者記録

事業所名 _____

所在地 _____

一般社団法人 鳥取県労働基準協会東部支部
〒689-1112 鳥取市若葉台南1丁目17番地
電話(0857)52-5060



(本教育の照会先電話番号 0857-52-5060)

足場の組立て、解体、変更業務従事者特別教育受講申込書

令和元年7月22日（月）開催

フリガナ 氏名	生年月日	基準協会員・非会員の別
		該当に○印をして下さい ・ 基準協会員事業場 ・ 非基準協会員事業場

受講者数（ 名） 受講料計（ 円）

上記のとおり申し込みます。

令和元年 月 日

郵便番号

所在地

事業場

名称

Ⓜ

（ TEL - - ）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

（TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061）